



第22期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都渋谷区道玄坂 一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス

議案

議案 定款一部変更の件

目次

第22期定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	6
計算書類	32
個別注記表	35
監査報告	42
株主総会参考書類	47

新型コロナウイルス感染対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられる方々には心よりお見舞い申し上げます。

第22期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2021年12月期は、オフラインからオンラインへの商取引の移行の進展やバックオフィスにおける業務効率化、デジタルトランスフォーメーションへの旺盛な需要等を背景に、ペイメント事業、フィナンシャルクラウド事業ともに堅調に推移いたしました。これもひとえに株主の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当社は、「Subscription Payment Company」として、「お金をつなぐクラウドで世の中を笑顔に」というビジョンの下、引き続き企業のお金をテクノロジーでつなぐサービスでお客様を成功に導き、日本を、そして世の中を幸せにし、皆を笑顔にすることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては引き続きご支援賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

清久 健也

証券コード 4374
2022年3月15日

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
株式会社ROBOT PAYMENT
代表取締役 清 久 健 也

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁から5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月30日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項
議案 | 定款一部変更の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内） | |
| (1) | 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 |

- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.robotpayment.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載させていただきます。

**■新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について**

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会の開催にあたり、以下のとおりお願い申し上げます。株主の皆様及び周囲の安全・安心のため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## &lt;当社の対応について&gt;

- ・運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置をさせていただきます。

## &lt;株主の皆様へのお願い&gt;

- ・本株主総会につきましては、書面又はインターネットによって事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご来場をお控え頂くようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクのご着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

以上、ご理解並びにご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本招集ご通知に記載の株主総会の開始日時や開催場所の変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.robotpayment.co.jp/ir/>) 等にてお知らせいたします。

以上

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年3月29日（火曜日）午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年3月29日（火曜日）午後6時入力完了分まで

- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使について

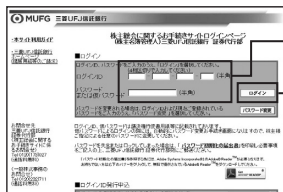
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



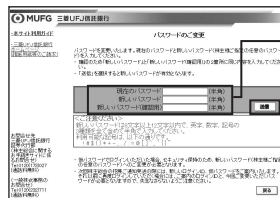
② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

③ 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、「お金をつなぐクラウドで世の中を笑顔に」というビジョンの下、企業のお金をテクノロジーでつなぐサービスでお客様、ひいては世の中の発展に貢献するべく、事業を展開しております。

当事業年度におけるわが国経済は、一部に回復の兆しが見えたものの、新型コロナウイルス感染症における変異種の感染再拡大により経済活動が抑制され、今後も景気は依然として不安定な状況が続くとみられております。

そのような不透明な状況下においても、当社サービスが属するソフトウェア業界を含む情報通信サービス業界では、少子高齢化によるわが国における労働力人口の減少という課題に対処するために、業務効率化や労働生産性向上を目的としたクラウドサービスの利用が拡大しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、その利便性などを背景に、わが国の商取引のオンライン化もさらに進んでおります。今後もデジタルトランスフォーメーションの機運のさらなる高まりや商取引のオンライン化は、さらに進むと考えられております。

このような経済環境のなかで、当社は、ペイメント事業において「サブスクペイ」、フィナンシャルクラウド事業において「請求管理ロボ」を提供してまいりました。「サブスクペイ」は、主にインターネット上のサブスクリプションビジネスの決済やその周辺領域をカバーしており、商取引のオンライン化のさらなる進展による既存顧客の取扱高、決済処理件数の拡大に加え、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティングや営業活動による新規顧客の獲得に注力することでペイメント事業を拡大させてまいりました。「請求管理ロボ」は、企業の請求管理業務を効率化・自動化する経理DXツールとして、旺盛なデジタルトランスフォーメーションへの需要を背景に、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティングや営業活動による新規顧客の獲得や単価の上昇、カスタマーサクセス部隊による解約率の低減や1顧客あたりの単価の上昇への取り組み等に注力することでフィナンシャルクラウド事業を拡大させてまいりました。



以上の結果、当事業年度の売上高は1,394,951千円（前事業年度比29.4%増）、営業利益は201,042千円（同133.1%増）、経常利益は199,640千円（同150.9%増）、当期純利益は135,252千円（同23.5%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ペイメント事業におきましては、商取引のオンライン化や利用者層の広まり等により、わが国におけるEC市場の拡大の追い風を受け、「サブスクペイ」の既存顧客の取扱高や決済処理件数が拡大したことや、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした新規顧客の獲得の拡大により、リカーリング収益が順調に積み上がりました。この結果、ペイメント事業の売上高は900,280千円（前事業年度比21.8%増）、セグメント利益は490,849千円（同20.0%増）となりました。

フィナンシャルクラウド事業におきましては、新型コロナウイルス感染症を受け、より一層高まっている企業におけるクラウドサービスによる業務効率化ニーズ、デジタルトランスフォーメーションへの関心の高まりなどを受け、「請求管理ロボ」の継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした新規顧客の獲得の拡大を推進するとともに、既存顧客の解約防止への取り組みを進めることで顧客数を増加させてまいりました。また、大手企業向けへの販売強化、オプションの拡充などにより1顧客あたりの単価の上昇にも注力してまいりました。この結果、フィナンシャルクラウド事業の売上高は494,670千円（前事業年度比45.9%増）、セグメント利益は16,777千円の損失（前事業年度は58,753千円の損失）となりました。

### 事業別売上高

| 事業区分          | 第21期<br>(2020年12月期)<br>(前事業年度) |       | 第22期<br>(2021年12月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比    |       |
|---------------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------|-----------|-------|
|               | 金額                             | 構成比   | 金額                             | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| ペイメント事業       | 739,045千円                      | 68.5% | 900,280千円                      | 64.5% | 161,235千円 | 21.8% |
| フィナンシャルクラウド事業 | 339,078                        | 31.5  | 494,670                        | 35.5  | 155,591   | 45.9  |
| 合計            | 1,078,123                      | 100.0 | 1,394,951                      | 100.0 | 316,827   | 29.4  |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は113,729千円で、その主なものは自社利用のソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

2021年9月28日をもって東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資により、総額244,701千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 19 期<br>(2018年12月期) | 第 20 期<br>(2019年12月期) | 第 21 期<br>(2020年12月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                             | 1,597,179             | 910,770               | 1,078,123             | 1,394,951                        |
| 経 常 利 益(千円)                           | 66,189                | 27,664                | 79,555                | 199,640                          |
| 当 期 純 利 益<br>または純損失 (△)(千円)           | 67,890                | △153,630              | 109,534               | 135,252                          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>または純損失 (△) (円) | 38.09                 | △43.10                | 30.35                 | 37.02                            |
| 総 資 産(千円)                             | 3,373,524             | 4,014,404             | 3,743,240             | 4,915,502                        |
| 純 資 産(千円)                             | 129,469               | 122                   | 267,742               | 590,267                          |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                   | 72.60                 | 0.00                  | 73.95                 | 156.87                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 当社は、「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、第20期の期首から収益認識会計基準等を適用している関係で、第19期から第20期にかけて売上高が大きく変動しております。なお、第19期の期首に当該収益認識会計基準等が適用されたと仮定して算出した場合の第19期の売上高は711,400千円となります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社が提供する「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」は、ポストコロナ時代の新たな商習慣や多様な働き方へ対応、さらにはわが国の中長期的な課題である労働人口の減少によるさらなる生産性向上への機運の高まり等を背景に今後も益々の需要増加が期待されます。当社の中長期的な成長を実現するために、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ① 新規契約アカウントの増加

- ・当社及び当社が提供するサービス「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」の認知度はまだ改善の余地が多いと考えており、webマーケティングを中心に投資対効果に留意しつつマーケティングを強化し、認知向上・お問い合わせの増加を目指してまいります。
- ・マーケティングの強化に伴い増加するお問い合わせに適時適切に対応し、新規契約に結び付けるために、営業人員の増員や教育にさらに注力してまいります。
- ・全国各地に販売網を有する大手販売パートナー等との連携を強化し、当社のみではアプローチが難しい企業への拡販も強化してまいります。

#### ② ARPAの向上

現在提供しているサービス機能強化・新規プロダクト開発、エンタープライズ顧客向け営業組織の構築を通じてエンタープライズ顧客へのアプローチを開始し、ARPAの向上を実現することが収益性の向上には必要と考えております。また、それを可能とする体制の整備・強化、外部パートナー等との連携が必要不可欠と考えております。

#### ③ 解約率の低減

当社が提供している「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」は、ビジネスモデルの特性上、顧客の事業成長に比例して、1顧客あたりの収益が増加していく特徴があります。そのため、事業が成長している既存顧客の解約率を低減させることは、当社の収益力の向上に必要不可欠と考えております。サービスの機能強化を継続的に実行するとともに、カスタマーサクセス部隊を中心に顧客満足度向上を目指し、解約率の低減を引き続き目指してまいります。

#### ④ 優秀な人材の確保

当社は、今後、上述したようなミッションを達成し、中長期的に事業拡大を継続していくためには、営業、カスタマーサクセス、エンジニア等において優秀な人材の確保が不可欠であると考えております。当社のミッション、ビジョンに共感してもらえる優秀な人材を獲得し、併せて、教育プラン、評価制度、働きやすい環境を整備することで、個人のスキルアップを促しつつ、当社への定着率の向上に努めてまいります。

#### ⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社の収益構造については、リカーリング収益が収益の大半であり、顧客のサービス利用が継続すればするほど収益が地層のように積み上がるモデルとなっております。特に「請求管理ロボ」においては、ITサービス業界における伝統的なシステムの一括売り切り型のモデルと比較すると、サービス開始直後において、売上高に対する開発費用や顧客獲得費用の割合が相対的に大きくなる傾向があり、収支的には赤字が先行するという特徴があります。

一方で、当社が創業以来サービスを継続している「サブスクペイ」は、インターネット決済代行サービス市場の堅調な成長にも支えられ、当社のキャッシュカウビジネスとして売上、利益ともに安定的に成長をしております。そのため全社で見るとキャッシュ・フローが安定しており、外部からの資金調達に大きくは依存しない体制となっております。

当社としては、高い成長率を実現している「請求管理ロボ」における中期的かつ持続的な成長を実現するため、引き続き積極的に投資は継続しながらも、同事業の営業利益率の改善を目指すとともに、「サブスクペイ」の成長も引き続き発展させることで、全社的な利益やキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

#### ⑥ 内部管理体制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化・効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理を徹底するとともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからの社会的信頼に添えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。2020年10月には取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。同委員会は委員の過半数が社外役員によって構成されており、取締役の指名、報酬体系の決定プロセス等について、より透明性と客観性を確保してまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)**

| 事業区分          | 事業内容                                                                                  |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ペイメント事業       | 主に、オンライン課金分野や継続課金分野などに係わる加盟店に対して提供する決済業務等が効率よく実現できる決済代行サービス「サブスクペイ」の提供及びそれに付随するシステム開発 |
| フィナンシャルクラウド事業 | 主に、顧客の請求書の発行及び管理業務等の効率化を実現するサービス「請求管理ロボ」及びそれに付随するシステム開発                               |

**(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)**

|    |                    |
|----|--------------------|
| 本社 | 東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号 |
|----|--------------------|

**(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)**

| 従業員数(名) | 前期比増減 | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|-------|---------|-----------|
| 78      | 1名増   | 31.2    | 2.5       |

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)**

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 40,500千円 |
| 株式会社りそな銀行  | 21,610   |
| 株式会社東日本銀行  | 8,520    |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

2021年9月28日をもって、当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,761,566株  
 (3) 株主数 2,353名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|------------|---------|
| 清 久 健 也                                              | 1,589,864株 | 42.26%  |
| K K キャピタル株式会社                                        | 330,032    | 8.77    |
| GMCM VENTURE CAPITAL PARTNERS I<br>INC               | 151,000    | 4.01    |
| 株 式 会 社 ベ ク ト ル                                      | 149,300    | 3.96    |
| 株式会社 Orchestra Investment                            | 105,610    | 2.80    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                  | 95,600     | 2.54    |
| B S P 第 4 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                      | 54,588     | 1.45    |
| 株式会社アンビションDXホールディングス                                 | 49,602     | 1.31    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) | 46,900     | 1.24    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信<br>託口)                         | 43,700     | 1.16    |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 6 回 新 株 予 約 権                           | 第 8 回 新 株 予 約 権                                |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2014年12月24日                               | 2018年3月29日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 15個                                       | 54,450個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権1個につき 200株)          | 普通株式 108,900株<br>(新株予約権1個につき 2株)               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 1個あたり1円                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個あたり 50,000円<br>(1株あたり 250円)        | 新株予約権1個あたり 1,515円<br>(1株あたり 758円)              |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2017年1月1日から<br>2022年12月31日まで              | 2018年3月30日から<br>2028年3月29日まで                   |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                     | (注) 2                                          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 49,500個<br>目的となる株式数 99,000株<br>保有者数 3名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名           |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 4,950個<br>目的となる株式数 9,900株<br>保有者数 1名   |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2017年12月期乃至2021年12月期の5事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告



基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2019年12月期乃至2027年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。
    - ① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%
    - ② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。



|                        |                   | 第11回新株予約権                                      | 第12回新株予約権                                  |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年5月15日                                     | 2019年5月15日                                 |
| 新株予約権の数                |                   | 10,824個                                        | 670個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 21,648株<br>(新株予約権1個につき 2株)                | 普通株式 1,340株<br>(新株予約権1個につき 2株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 1個あたり1円                                        | 1個あたり1円                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個あたり 1515円<br>(1株当たり 758円)               | 新株予約権1個あたり 1,515円<br>(1株当たり 758円)          |
| 権利行使期間                 |                   | 2019年5月17日から<br>2029年5月16日まで                   | 2019年5月17日から<br>2029年5月16日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注) 4                                          | (注) 4                                      |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10,824個<br>目的となる株式数 21,648株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 670個<br>目的となる株式数 1,340株<br>保有者数 2名 |

(注) 4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

|                        |                   | 第14回新株予約権                                      | 第20回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年10月11日                                    | 2021年3月26日                                   |
| 新株予約権の数                |                   | 17,900個                                        | 2,000個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 35,800株<br>(新株予約権1個につき 2株)                | 普通株式 4,000株<br>(新株予約権1個につき 2株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 1個あたり1円                                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個あたり 1,515円<br>(1株当たり 758円)              | 新株予約権1個あたり 3,000円<br>(1株当たり 1,500円)          |
| 権利行使期間                 |                   | 2019年10月15日から<br>2029年9月30日まで                  | 2023年3月31日から<br>2031年3月26日まで                 |
| 行使の条件                  |                   | (注) 6                                          | (注) 7                                        |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 17,900個<br>目的となる株式数 35,800株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 2,000個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名           | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名           | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         |

(注) 6. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合： 50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合： 100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

8. 2021年6月4日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

|                        |                     | 第 2 1 回 新 株 予 約 権                            | 第 2 2 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年3月26日                                   | 2021年3月26日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 1,000個                                       | 4,000個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 2,000株<br>(新株予約権1個につき 2株)               | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき 2株)               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 1個あたり17円                                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個あたり 3,000円<br>(1株当たり 1,500円)          | 新株予約権1個あたり 3,000円<br>(1株当たり 1,500円)          |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2021年3月31日から<br>2031年3月26日まで                 | 2023年3月31日から<br>2031年3月26日まで                 |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 9                                        | (注) 10                                       |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 4,000個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 2,000個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |

(注) 9. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2022年12月期乃至2030年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

10. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

11. 2021年6月4日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             |                                     |                         |
|------------------------|-------------|-------------------------------------|-------------------------|
|                        |             | 第 2 2 回 新 株 予 約 権                   |                         |
| 発 行 決 議 日              |             | 2021年3月26日                          |                         |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 6,000個                              |                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 12,000株<br>(新株予約権1個につき 2株)     |                         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                 |                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 3,000円<br>(1株当たり 1,500円) |                         |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 2023年3月31日から<br>2031年3月26日まで        |                         |
| 行 使 の 条 件              |             | (注) 1                               |                         |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数       | 6,000個<br>12,000株<br>4名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数       | 一個<br>一株<br>一名          |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 清 久 健 也 | KKキャピタル株式会社 代表取締役                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 小 倉 政 人 | 事業管掌                                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 川 本 圭 祐 | 三室管掌 (経営企画室・テクノロジーソリューション統括室・セールスイネーブルメント室)                                                                                            |
| 取 締 役     | 久 野 聡 太 | 管理管掌                                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 澤 博 史   | データセクション株式会社 最高顧問<br>TOKYO BIG HOUSE株式会社 社外取締役<br>株式会社Macbee Planet 社外取締役<br>エステートテクノロジー株式会社 代表取締役<br>アディッシュ株式会社 社外取締役                 |
| 取 締 役     | 清 水 幸 明 | 宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士<br>法政大学法科大学院 兼任教授<br>サンケイリアルエステート投資法人 監督役員<br>エッジテクノロジー株式会社 社外監査役                                               |
| 取 締 役     | 長 山 裕 一 | 有限会社長山事務所 代表<br>株式会社WOW WORLD 取締役 (監査等委員)<br>株式会社グローバルウォーター 社外監査役<br>株式会社ままちゅ 監査役<br>株式会社FUCA 監査役<br>株式会社ゼスト 社外監査役<br>株式会社コネクティ 監査役    |
| 常 勤 監 査 役 | 石 橋 慶 太 | 石橋慶太公認会計士事務所 所長<br>公益財団法人シオノ健康財団 評議員<br>ふたば税理士法人 社員                                                                                    |
| 監 査 役     | 金 重 凱 之 | タマホーム株式会社 社外取締役<br>株式会社国際危機管理機構 創業者 最高顧問<br>グローム・マネジメント株式会社 監査役<br>グローム・ホールディングス株式会社 監査役<br>株式会社トーシンパートナーズ 社外監査役<br>株式会社アイケンジャパン 社外取締役 |
| 監 査 役     | 橋 本 泰 生 | 株式会社じじインターン 代表取締役                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役澤博史氏、清水幸明氏及び長山裕一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役石橋慶太氏、金重凱之氏及び橋本泰生氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 常勤監査役石橋慶太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、各社外取締役及び各社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険（以下、D&O保険という）契約を、取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で締結しております。これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |        | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|----------------------|----------------------|---------|--------|---------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 64,128千円<br>(10,800) | 64,128千円<br>(10,800) | —       | —      | 7名<br>(3)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,390<br>(12,390)   | 12,390<br>(12,390)   | —       | —      | 3<br>(3)      |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 76,518<br>(23,190)   | 76,518<br>(23,190)   | —       | —      | 10<br>(6)     |

- (注) 1. 当事業年度末における取締役は7名、監査役は3名であります。
2. ストックオプションによる報酬は含んでおりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与を除き年額400百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）です。監査役の金銭報酬の額については、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
- 取締役及び監査役の非金銭報酬の額は、2020年12月11日開催の第2回臨時株主総会において、年

額250百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は、3名です。

4. 当社では、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬は指名・報酬諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会により決定しております。また、監査役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視し、監査役の協議によって決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役澤博史氏は、データセクション株式会社 最高顧問、TOKYO BIG HOUSE株式会社 社外取締役、株式会社Macbee Planet 社外取締役、エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役、アディッシュ株式会社 社外取締役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役清水幸明氏は、宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士、法政大学法科大学院 兼任教授、サンケイリアルエステート投資法人 監督役員、エッジテクノロジー株式会社 社外監査役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役長山裕一氏は、有限会社長山事務所 代表、株式会社WOW WORLD 取締役（監査等委員）、株式会社グローバルウォーター 社外監査役、株式会社ままちゅ 監査役、株式会社FUCA 監査役、株式会社ゼスト 社外監査役、株式会社コネクティ 監査役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役石橋慶太氏は、石橋慶太公認会計士事務所 所長、公益財団法人シオノ健康財団 評議員、ふたば税理士法人 社員を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役金重凱之氏は、タマホーム株式会社 社外取締役、株式会社国際危機管理機構 創業者最高顧問、グローム・マネジメント株式会社 監査役、グローム・ホールディングス株式会社 監査役、株式会社トーションパートナーズ 社外監査役、株式会社アイケンジャパン 社外取締役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役橋本泰生氏は、株式会社じじインターン 代表取締役を兼務しております。この兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                            |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 澤 博 史   | 当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席いたしました。IT業界における経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適切な役割を果たしております。                                   |
| 取締役 清 水 幸 明 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席いたしました。弁護士としての幅広い知見やコーポレート・ガバナンスについての豊富な見識に基づき、適切な役割を果たしております。                         |
| 取締役 長 山 裕 一 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席いたしました。証券会社における豊富な経験や様々な企業の役員の経験に基づき、適切な役割を果たしております。                                   |
| 監査役 石 橋 慶 太 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席し、また監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適切な役割を果たしております。                 |
| 監査役 金 重 凱 之 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席し、また監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主にリスク管理等に関し、警察庁での豊富な経験に基づき、適切な役割を果たしております。                  |
| 監査役 橋 本 泰 生 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席し、また監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。大手事業会社での管理職経験、上場子会社の代表取締役としての経営などの豊富な経験に基づき、適切な役割を果たしております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
- ・当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
- ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ・当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ・当社は、法令、定款及び社内諸規則等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内外の通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ・当社は取締役会の諮問機関として、委員の過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置する。「指名・報酬諮問委員会」は、取締役の選任基準、指名、並びに報酬・賞与の体系・水準等に関する検討を行い、その結果を取締役に答申する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内諸規則等に則り作成、保存、管理する。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
- ・当社は、「個人情報保護基本規程」等の社内諸規則等に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理組織を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ・当社は、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等において定期的実施される業務執行状況及びインシデントの報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。



- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況を把握する。
  - ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
  - ・当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
  - ・当社は、「内部通報規程」に基づき社内外の通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
  - ・当社の内部監査部門は、社内諸規程等に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
  - ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
  - ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - ・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
  - ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
  - ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ・当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
  - ・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除規程」を定める。
  - ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする。
  - ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期につきましては取締役会を20回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

### ②監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当期につきましては監査役会を14回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査室長等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

### ③リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、内部通報規程に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,501,707</b> | <b>流動負債</b>    | <b>4,276,267</b> |
| 現金及び預金          | 3,567,154        | 買掛金            | 11,906           |
| 売掛金             | 140,772          | 1年内返済予定の長期借入金  | 32,316           |
| 前払費用            | 668,048          | 未払金            | 53,220           |
| 前払費用            | 67,811           | 未払費用           | 27,824           |
| 未収金             | 67,761           | 未払法人税等         | 33,761           |
| その他             | 210              | 未払消費税          | 81,291           |
| 貸倒引当金           | △10,051          | 前受り金           | 33,084           |
|                 |                  | その他            | 3,995,924        |
|                 |                  |                | 6,937            |
| <b>固定資産</b>     | <b>413,795</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>48,968</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,387</b>     | 長期借入金          | 38,314           |
| 建物              | 3,584            | 繰延税金負債         | 10,654           |
| 工具、器具及び備品       | 1,802            |                |                  |
|                 |                  | <b>負債合計</b>    | <b>4,325,235</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>342,028</b>   | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア          | 292,052          | <b>株主資本</b>    | <b>565,965</b>   |
| ソフトウェア仮勘定       | 49,975           | 資本金            | 222,350          |
|                 |                  | 資本剰余金          | 122,350          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>66,380</b>    | 資本準備金          | 122,350          |
| 投資有価証券          | 37,120           | 利益剰余金          | 221,263          |
| 敷金保証金           | 17,645           | その他利益剰余金       | 221,263          |
| その他             | 13,548           | 繰越利益剰余金        | 221,263          |
| 貸倒引当金           | △1,933           | 評価・換算差額等       | 24,141           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 24,141           |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,915,502</b> | <b>新株予約権</b>   | <b>160</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>590,267</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,915,502</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,394,951 |
| 売上原価         | 131,231   |
| 売上総利益        | 1,263,719 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,062,677 |
| 営業利益         | 201,042   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 29        |
| 預り金精算益       | 5,069     |
| 補助金収入        | 500       |
| その他          | 41        |
| 合計           | 5,640     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 858       |
| 上場関連費用       | 5,429     |
| その他          | 753       |
| 合計           | 7,042     |
| 経常利益         | 199,640   |
| 税引前当期純利益     | 199,640   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 25,383    |
| 法人税等調整額      | 39,005    |
| 当期純利益        | 135,252   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                   |              |             |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------------|--------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金         |              | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金<br>繰越利益金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |
| 当 期 首 残 高               | 138,262 | 38,235    | -              | 38,235       | 9,512             | 9,512        | 186,010     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                   |              |             |
| 新 株 の 発 行               | 122,350 | 122,350   |                | 122,350      |                   |              | 244,701     |
| 減 資                     | △38,262 | △38,235   | 76,497         | 38,262       |                   |              | -           |
| 欠 損 填 補                 |         |           | △76,497        | △76,497      | 76,497            | 76,497       | -           |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              | 135,252           | 135,252      | 135,252     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                |              |                   |              |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 84,088  | 84,115    | -              | 84,115       | 211,750           | 211,750      | 379,954     |
| 当 期 末 残 高               | 222,350 | 122,350   | -              | 122,350      | 221,263           | 221,263      | 565,965     |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当 期 首 残 高               | 81,588           | 81,588         | 143   | 267,742 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |         |
| 新 株 の 発 行               |                  |                |       | 244,701 |
| 減 資                     |                  |                |       | -       |
| 欠 損 填 補                 |                  |                |       | -       |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 135,252 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △57,446          | △57,446        | 17    | △57,429 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △57,446          | △57,446        | 17    | 322,524 |
| 当 期 末 残 高               | 24,141           | 24,141         | 160   | 590,267 |

(注) 1. 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2020年10月15日開催の第21期第1回臨時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件について決議を行っており、2021年1月26日に効力が発生いたしました。剰余金の処分の内容は、減資の効力発生日において確定した2019年12月期の繰越利益剰余金の欠損額100,022千円に対して、その他資本剰余金76,497千円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充當いたしました。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

・自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

当社では、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的であるとの仮定のもと、固定資産の減損等について会計上の見積りを行っております。ただし、今後の感染拡大の動向次第ではわが国の経済活動のさらなる停滞が余儀なくされる場合があり、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

2021年12月31日現在、有形固定資産5,387千円及び無形固定資産342,028千円計上しております。

なお、減損損失の計上はありません。

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、ペイメント事業及びフィナンシャルクラウド事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当事業年度において、フィナンシャルクラウド事業は、営業体制の強化のための人員増強やサービス認知向上・問い合わせ数拡大のためのwebマーケティング等各種マーケティングの強化の影響により、全社費用配賦後の営業損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候を識別しておりますが、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関し、当社は今後の収益及び費用の見込額を基礎として事業計画を策定しております。

事業計画策定に際しては、新規顧客獲得による収益の増加、1顧客あたりの単価上昇による収益の増加、解約による収益の減少等を重要な仮定として採用しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローの金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,778千円

### (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 100,000千円 |
| 借入実行残高     | －千円       |
| 差引額        | 100,000千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,761,566株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 324,566株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 減価償却超過額              | 16,809千円         |
| 貸倒引当金                | 3,669千円          |
| 未払事業税                | 3,610千円          |
| 未払賞与                 | 2,824千円          |
| その他                  | 3,076千円          |
| 繰延税金資産小計             | <u>29,990千円</u>  |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | <u>△29,990千円</u> |
| 繰延税金資産合計             | <u>一千円</u>       |

### 繰延税金負債

|              |                  |
|--------------|------------------|
| その他有価証券評価差額金 | <u>△10,654千円</u> |
| 繰延税金負債合計     | <u>△10,654千円</u> |
| 繰延税金負債の純額    | <u>△10,654千円</u> |



## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。一時的な余裕資金は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動によるリスクに晒されております。

預り金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程及び与信管理実施マニュアルに基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

##### (イ) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

##### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|---------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金    | 3,567,154        | 3,567,154   | —           |
| (2) 売掛金       | 140,772          |             |             |
| 貸倒引当金(注1)     | △7,186           |             |             |
|               | 133,585          | 133,585     | —           |
| (3) 投資有価証券    | 37,120           | 37,120      | —           |
| 資産計           | 3,737,859        | 3,737,859   | —           |
| (1) 預り金       | 3,995,924        | 3,995,924   | —           |
| (2) 長期借入金(注2) | 70,630           | 70,248      | △381        |
| 負債計           | 4,066,554        | 4,066,173   | △381        |

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 156円87銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 37円02銭  |

(注) 当社は2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### (1) ペイメント事業

ペイメント事業では主に決済代行サービス及びこれに付随したシステムの提供を行っております。決済代行サービスはユーザーへの決済代金の精算時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ペイメント事業のうち決済代行サービスは代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供しているサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

### (2) フィナンシャルクラウド事業

フィナンシャルクラウド事業では主に請求管理業務システムの提供を行っております。請求管理業務システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社ROBOT PAYMENT  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 野 敦 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 小 杉 真 剛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ROBOT PAYMENTの2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社ROBOT PAYMENT 監査役会

常勤社外監査役 石 橋 慶 太 ㊟

社外監査役 金 重 凱 之 ㊟

社外監査役 橋 本 泰 生 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

2019年の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は、表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="238 167 402 193">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p data-bbox="783 167 852 193">(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="772 205 1351 447">1. <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></li> <li data-bbox="772 455 1351 553">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></li> <li data-bbox="772 560 1351 659">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol> |

以 上

メモ

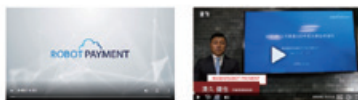
## ～ホームページのご案内～



当社のHPでは、会社情報、IR情報など様々な最新情報を掲載しております。

是非ご覧くださいませ。

<https://www.robotpayment.co.jp/ir/>



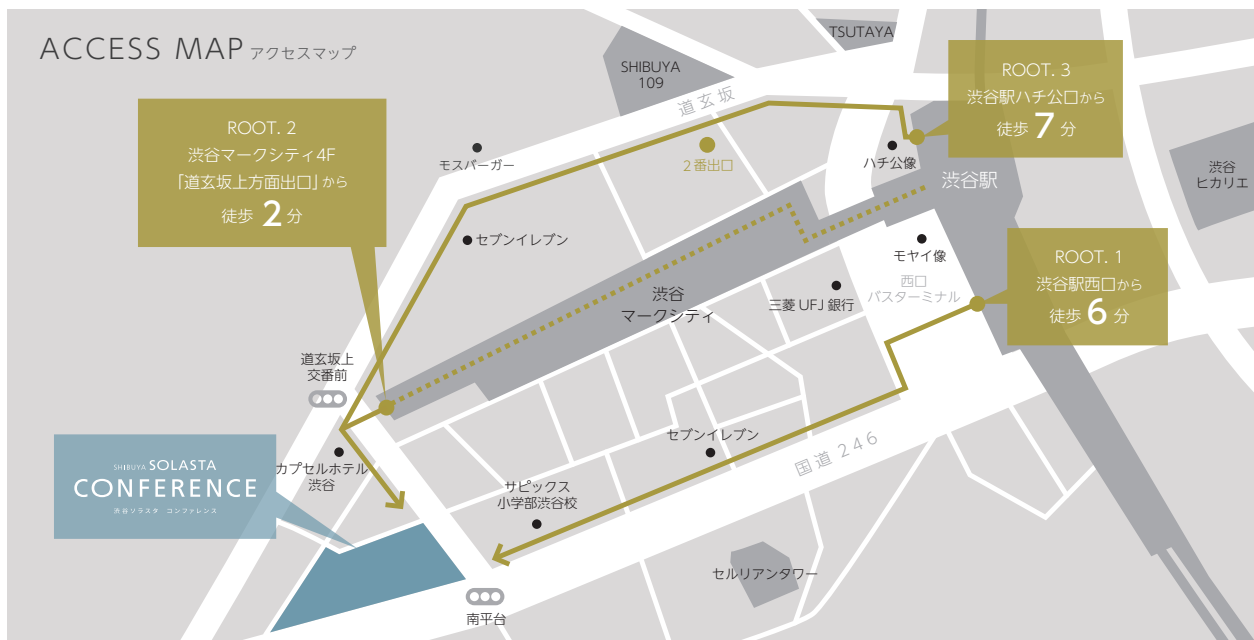
企業説明動画

2021年12月期第3四半期決算説明会動画

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂 一丁目21番1号  
渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス  
(SHIBUYA SOLASTA CONFERENCE)



交通

JR各線「渋谷」駅 西口から徒歩6分 (ROOT. 1)  
ハチ公口から徒歩7分 (ROOT. 3)  
渋谷マークシティ出口から徒歩2分 (ROOT. 2)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。